主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件特別抗告の理由は、別紙記載のとおりである。

所論は、違憲をいう点もあるが、原決定のどの点が、いかなる理由により、憲法 のどの条項に違反するかを具体的に示していないから、特別抗告適法の理由となら ない(なお、特別抗告の理由は、すべて申立書自体にその内容を記載すべきであつ て、抗告書又は抗告追加申立書の記載を援用することは許されない。)。

よつて、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で主文の とおり決定する。

昭和四〇年六月一四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	=	郎
裁判官	岩	田		誠